

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2022.4.1 No.22

俺の
葉牡丹
世界一!



恋姿(赤)



晴姿(白)

管内農業者等の紹介①

表紙の写真は、中仙地域の
藤原弘幸さん(43歳)です。

藤原さんは、16年間勤めた
会社を退職し、令和3年に新
規に農業を始めました。

実家は水稲と野菜を栽培し
ており、育苗後のハウスを活
用し何か出来ないかと考えて
いた中、JA職員のアドバイ
スで葉牡丹の栽培に取り組み
ました。

JAの花弁担当者や振興局
職員の指導を受けながら講習
会などにも積極的に参加し、
苗を作る段階から挑戦するこ
とを選んだそうです。品種は、
晴姿(白)と恋姿(赤)の2種類
の葉牡丹を選択しました。作
業工程は、7月に播種↓8月
に定植↓12月に収穫です。

ポットにピンセットで種を
置いていく細かい作業で大変
だったそうですが、無事に芽
を出し定植する事が出来たそ
うです。それぞれの特性があ
り、ネット管理など大変でし
たが家族の手助けもあり無事
に収穫を迎えることが出来ま
した。

慣れない選別作業では、J
A職員、振興局職員のアドバ
イスを受けながら12月の寒い
中、家族の協力を得て60坪の
ハウスに植えられた葉牡丹を
短期間で出荷することが出来
ましたが、ネットの張りが弱
いせいで張り直した際に全体
をずらしてしまい、茎の曲が
りを多く出してしまったそう
です。今年度は、反省を踏ま

えた上で、花姿など自分が納
得出来る綺麗な葉牡丹を作り
たいと語ってくれました。

藤原さんは、山登りやキャ
ンプ、釣りや天体観測など色々
な趣味を持っており中学校の
柔道部の外部コーチも務めて
います。このアグレッシブで

探求心豊かな藤原さんの力を
農業にも発揮して頂き、大仙
市の農業を盛り上げていつて
もらいたいものです。

広報専門委員 玉井 慎太郎

(中仙地域)



藤原さん一家集合(猫の手も借りたい?)

耕作放棄地の非農地証明について(お知らせ)

大仙市農業委員会では、長年にわたり耕作が放棄された農地について地目変更を希望する場合に、担当地区の農業委員や農地利用最適化推進委員が現地調査を実施して農地として再生することが困難と判断し、農業委員会総会で承認を受けて、申請のあった土地を非農地とする「大仙市農業委員会非農地証明(耕作放棄地)事務処理要領」を制定しました。(令和3年10月8日付け)

長期間耕作が放棄された農地の地目変更をお考えの方は、農業委員会事務局又は各分室へお問い合わせ下さい。

○非農地証明書の交付を申請される場合は、次の書類が必要です

- ① 非農地証明申請書
- ② 土地の位置図
- ③ 土地の公図の写し
- ④ 土地の登記事項証明書
- ⑤ 現地の写真
- ⑥ 土地改良の受益地である場合は、土地改良区の意見書
- ⑦ 法人の場合は、定款、印鑑証明書、法人の登記事項証明書
- ⑧ 個人の場合で、市外に在住の場合は、住所を確認できる住民票、戸籍の附票等の証明書

農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)… 0187-72-4611 (直通)
 大曲分室…………… 0187-63-1111 (代表)
 西仙北分室…………… 0187-75-2966 (直通)
 中仙分室…………… 0187-56-2325 (直通)
 協和分室…………… 018-892-3694 (直通)
 南外分室…………… 0187-74-3001 (直通)
 仙北分室…………… 0187-63-3003 (代表)
 太田分室…………… 0187-88-1115 (直通)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	毎月20日頃	翌月の総会終了後 1週間以内
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		翌月の総会終了後1週間以内 もしくは3週間以内
農用地利用集積計画に 関する申請	随時 受付	翌月の総会終了後 1～2日後
買受適格証明申請		

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等

経営とくらしを応援!!



経営とくらしに役立つ
情報をお届けします!

農家のための情報誌
『全国農業新聞』

- ◆発行日 週1回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆講読料 月700円 [送料、税込み]

- 講読料の支払いは、JAの口座引落しが便利です
- お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

令和4年度 大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、農家の皆さんが農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。この金額はあくまでも標準額ですので、圃場状況や作業の困難度などを考慮して、当事者間でご相談のうえお決め下さい。

区 分			単 位	金額(税込)円	備 考
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,610	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。
		未 整 理 田		6,270	
		畑		6,600	
	代 か き	整 理 田	10a	6,050	
		未 整 理 田		6,490	
	田 植 機	田 植	整 理 田	10a	5,500
未 整 理 田			6,050		
側条施肥田植		整 理 田	10a	6,050	
		未 整 理 田		6,710	
直 播		—	10a	5,500	・田植（直播）のみ
苗 代	育 苗	緑 化 苗	1箱	540	・農薬代は含みません。 ・密苗単価は当事者間で協議願います。
		硬 化 苗		700	
苗 運 搬			1箱	33	
畦 畔 つ き			片面1m	38	・圃場条件によります。
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	15,840	・すみ刈は含みません。
		未 整 理 田		16,940	
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	28,160	・一貫作業は刈取から調整までとします。 ・色彩選別料は含まない。
		未 整 理 田		30,250	
粃 運 搬			10a	1,600	
粃 乾 燥			60kg	1,020	
粃 摺 り 調 整			60kg	480	
粃 摺 り 調 整 (色彩選別含む)			60kg	700	・色彩選別単独の場合は、330円/30kg(税込)但し労賃含まない。
地 上 防 除			10a (1回)	1,100	・農薬代は含みません。
オ ペ レ ー タ ー			1時間	1,250	
一 般 作 業			1日	6,700	・作業時間は8時間とし、賄いはなしとします。

※未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における令和3年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は次のとおりです。

圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、当事者間でご相談のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用下さい。

※この情報は、1年間の平均を算出したものです。（ただし、特殊事例は除いています。）

※農地中間管理機構を通じた案件も含まれています。

大仙市東部地区

■田（水稻）の部

(10a当たり：円)

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
大曲地域	圃場整備内	13,300	20,000	5,000	3,077
	圃場整備外	11,100	17,000	2,000	947
中仙地域	圃場整備内	14,800	21,000	5,000	591
	圃場整備外	12,700	20,000	2,000	387
仙北地域	圃場整備内	14,800	20,000	5,000	230
	圃場整備外	13,700	17,000	7,000	122
太田地域	圃場整備内	13,100	21,000	5,000	1,309
	圃場整備外	13,100	17,000	9,000	175
参考 大仙市 東部地区平均	圃場整備内	13,600			5,208
	圃場整備外	11,900			1,631

大仙市西部地区

■田（水稻）の部（西部地区では圃場整備の区分は設けていません。）

(10a当たり：円)

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
神岡地域	全 域	10,900	18,000	3,000	668
西仙北地域	刈和野	6,000	8,500	3,000	6
	土 川	8,200	13,000	3,000	588
	大沢郷	9,200	12,000	3,000	511
	強 首	12,800	16,000	3,000	384
協和地域	荒 川	8,300	14,000	4,200	83
	峰吉川	6,400	10,000	3,600	50
	船 岡	6,200	11,000	3,000	9
	淀 川	8,900	15,000	4,500	119
南外地域	南檜岡	9,000	14,000	2,000	275
	外小友	7,500	10,000	5,000	90
参考 大仙市西部地区平均		9,500			2,783

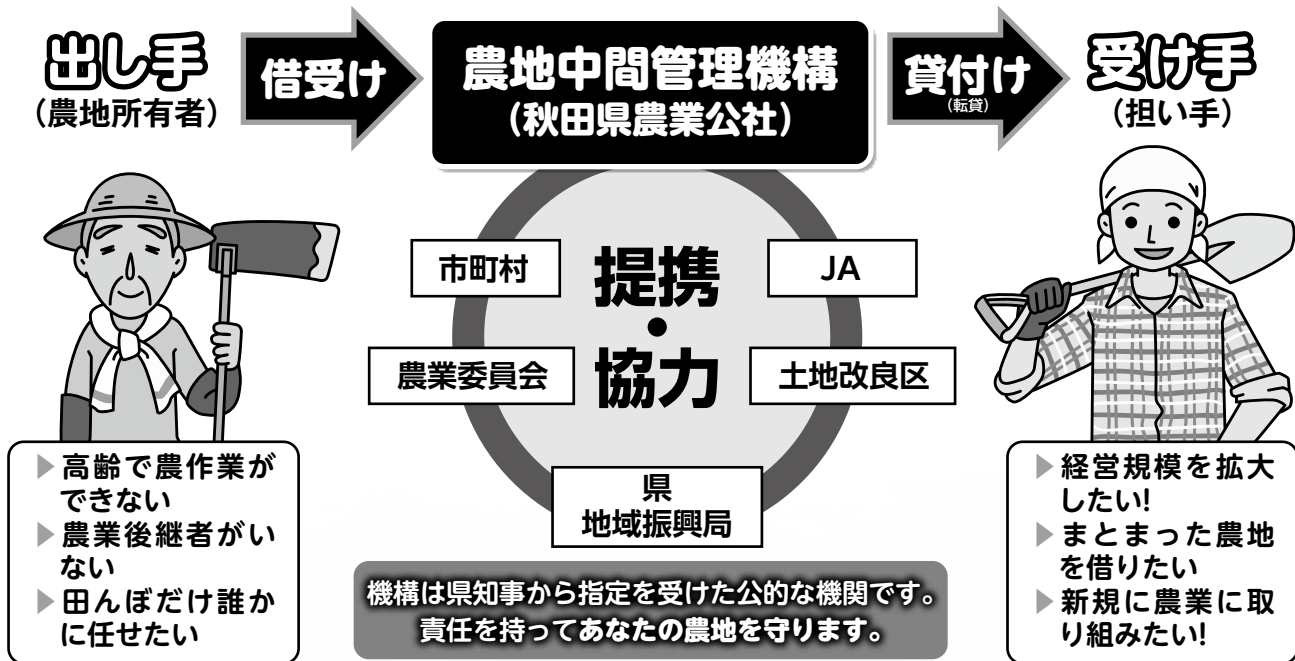
※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記していません。

※2 参考の東部地区、西部地区の平均額は、データ数による平均の値です。

※3 データ数とは、集計に用いた筆数です。

●●● 農地中間管理事業をご活用下さい。 ●●●

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への集積・集約化を進めるため、**農地中間管理機構（秋田県農業公社）**が中間的受け皿となる事業です。



出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます。
(固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予の継続)



受け手のメリット

- 集積・集約化農地を長期に安定して借入することが可能となります。
- 契約は機構と1本なので、賃料支払いの事務が大幅に軽減されます。
(便利な口座振替)
- 仮に耕作できなくなっても、機構が新たに受け手を探します。
- 条件不利農地の受け手に対する支援等が受けられます。

※これから法人を設立し集積する場合はもちろん、機構法の契約に切り替える場合も有効

要件を満たせば機構集積協力金(地域集積協力金、経営転換協力金)の交付が受けられます。

お問い合わせ先
●秋田県農業公社(TEL:018-893-6223) ●大仙市農業委員会事務局、各分室

違反転用は許しません!!

農地の転用には農地法の許可が必要です。

農地を農地以外の用途にすることを「農地転用」といいます。その場合には農地法の転用許可が必要です。転用許可を受けずに転用を行った場合は、農地法に違反することになり、原状回復命令や罰則の適用等の処分を受けることとなります。また、許可申請書を提出していても、許可がおりる前に工事を始めることも違法です。この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。農業者だけでなく、事業のために開発に携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して法令順守に努めましょう。転用する場所や事業内容によって、許可要件や申請書類が異なりますので事前に農業委員会事務局又は各分室にご相談ください。

農業者年金受給者の皆様へ

現況届は忘れずに提出を!!

現況届は、年金受給者が年金を受給するため必要な毎年の手続きです。

- 現況届が届く時期**は：現況届の用紙は農業者年金基金から**5月末頃に直接受給者ご本人**あてに送付されます。
- 現況届の提出はいつまで**：受給者本人が記入・署名し**6月中**に住所地の**農業委員会へ提出**してください。代理人が記入する場合は「代理人の欄」も記入してください。
- 提出を忘れるとどうなりますか**：11月の支払いから提出されるまで間、**年金支払いが差し止められます**のでご注意ください。
- 記入を間違った場合は**：間違った箇所に**二本線を引き、余白に書き直して**ください。訂正印は不要です。
- 受給者が亡くなっている場合は**：現況届の**提出は不要**ですが、**死亡届等の手続きをお近くのJA**で行ってください。
- 住所変更した場合は**：現況届は**新しい住所地の農業委員会に提出**してください。また**住所変更の手続きをお近くのJA**で行ってください。

※ 経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については「自己チェック」を確認の上、必ず記入して提出してください。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

専門相談員

企画調整室

TEL: 03-3502-3199

TEL: 03-3502-3942

コロナ予防。3密避けて、マスク・手洗いうがいの徹底を!

管内農業者等の紹介②

西仙北地域で農業を営んでいる「T-FARM」代表の田口康平さん(38歳)をご紹介します。

田口さんは、県内の高校を卒業後、埼玉の大学に進学し、陸上競技一筋で、大学2年生の時には、箱根駅伝に出場した経験もある農家としては異色の経歴の持ち主です。10年ほど前に地元に戻り、実家の農業を手伝っています。



レトロな感覚が漂ういぶり小屋(いぶりがっこ)



いぶし中の看板(遊び心も忘れません)

たが農業や化学肥料を多用する現実を見て、自ら農業に頼らない有機栽培を始めました。

更には、高齢化等により、作り手が途絶えてしまった横手市沼山地区の「沼山大根」の種を秋田県農業試験場に保管していたものを譲り受け、現在は30アールにいぶりがっこや切り干し大根用に約1万本を栽培しています。

「沼山大根」は同地区で代々栽培されてきた在来種で、水分が少なめで風味(味)が強く、現在流通している大根とは明らかに違い

があります。

生で食べると固い触感ですが漬物に向いており、一説には、秋田のいぶりがっこの原形種ともいわれているようです。この他にもあきたこまちやササニシキの稲作も手がけており、地元の酒蔵に酒米としても提供しています。

今春には、自らネーミングした日本酒が発売予定のようです。陸上競技で培われた行動力と柔軟な発想で復活させた秋田の伝統野菜や酒米の提供等。すべて地元材料を使い「めいごいん秋田」で行きたいと語る田口さんの今後に、地域活性の光が見えた感があります。



無農薬・有機栽培の沼山大根とササニシキ

編集後記

令和の時代に入り新型コロナウイルスという目に見えない敵との闘いに、先を見通せず誰もが不安な状況にあります。私たちの出来ることは基本的な予防策をしっかりと実践すること、尽きるのではないのでしょうか。

昨年は、農産物の下落に伴い農業経営の厳しさを感じたこととされます。農業委員として農業情勢を見守りながら、農家への情報等を伝えていきたいと思えます。

春の息吹が感じられる今日この頃、寅年にあやかり、何事にも前向きな強い信念をもって進み、地域や農家の皆様方が健康で安全な農作業が出来ますことをお祈りしたいと思います。

広報専門委員

伊藤 又エ門

(南外地域)



大仙市

農業委員会だより【第二十二号】

発行／大仙市農業委員会

〒019-11701

秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会

TEL0187(72)4611

印刷／(有)佐藤印刷所